

(様式 1-3)

## 飯舘村定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 30 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	深谷地区多目的交流広場整備事業	事業番号	C-1-2
交付団体	飯舘村	事業実施主体	飯舘村		
総交付対象事業費	780,609 (千円)	全体事業費	780,609 (千円)		
事業概要					
○事業の概要					
平成 29 年 3 月の避難指示解除及び平成 30 年 4 月からの学校再開を踏まえ、深谷地区復興拠点エリアに多目的交流広場を整備することにより、子ども達が安心して遊び・運動を楽しむ環境が整備され、子ども達の運動機会の確保と体力向上を促進し、子育て世帯の帰還の促進と定住促進を図る。					
実施箇所					
飯舘村深谷 地内					
整備内容					
多目的交流広場：12,787.50㎡					
①屋内運動施設					
構造：平屋 1 棟					
規模：延べ床面積 350㎡程度					
構成：遊び・運動エリア、事務室、トイレ、倉庫					
②広場・遊具					
③散策路					
④駐車場					
◆工程					
・平成 30 年度 設計					
・平成 31 年度 本工事					
◆公園の位置付け					
地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、条例を制定（平成 31 年度予定）し、都市公園に準じた施設として管理を行う。					
○定住緊急支援事業計画と復興・まちづくり計画との整合性（実施要綱第 4 の 4 の一）					
いいたて までいな復興計画（第 5 版）では、子どもたちの学びの環境の一層の充実を図ること、子どもたちの健康管理と体力向上を図ること、子どもの健康を重視し、学校や学校外の保健・医療機関などが協力すること、学校におけるクラブ・部活動や社会教育としてのスポーツ活動等に指導者を配置すること、運動の場を確保し、健康の増進につなげることなどを位置づけており、本事業との整合がとれている。					
■いいたて までいな復興計画（第 5 版）（平成 27 年 6 月 17 日策定）					
第 1 部 本編					
3. 当面の取り組み施策・事業					
(1) 教育					

○村の当面の主な実施施策（部会提案を受けて）

1. 子どもの学びの環境の一層の充実を図ります
  - ・子どもたちの健康管理と体力向上を図ります
3. 避難指示解除時の帰村状況を踏まえ、学校のあり方について今後検討します
  - ・子どもが安心して体を動かせる場所として、屋内運動施設の整備等について検討します

## 第2部 村民部会の検討内容と施策提案

### 1. 重点4分野での取り組み推進

#### (1) 教育部会

##### ○求められる対応策

###### ◇教育環境・教育内容等

- ・大きな遊び場を整備・確保する
- ・地域人材を活用しながらスポーツ教室を開催する

##### ○施策提案

- ・子どもの健康管理と体力の向上

学校におけるクラブ・部活動や社会教育としてのスポーツ活動に指導者を配置するとともに、外部施設（体育館や運動場等）を借用するなどして運動の場を確保し、健康の増進につなげる

- ・高齢者、子ども、保護者、村民が交流できる定期的なイベントの実施

村民によるスポーツ・文化クラブ・サークル活動を支援する

## 人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

### 【共通】

○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（実施要綱第4の1）

本村の震災前（平成23年2月末日）の住民基本台帳登録人口（以下「住基人口」という。）は、6,509人（外国人を除く。）であったが、平成29年3月31日の避難指示解除後の帰村宣言を踏まえ、平成30年3月末日の住基人口は5,807人まで減少している。減少した人口のうち、40歳代までが全体の65%超を占め、流出の比率が高くなっている。

また、住民意向調査（平成29年3月）によれば、「戻りたいと考えている」と回答した割合は33.5%であり、とくに40歳代までの世帯は19.0%であり、今後の地域のコミュニティーの形成及び労働力不足に伴う村内経済活動の減退に大きな懸念が生じている。

### 【子どもの運動機会の確保のための事業】

○子育て世帯の早期帰還等に向けた事業実施の必要性（実施要綱第4の1）

当村では、幼小中の接続教育を行うため、飯館中学校を改修し、敷地内に認定こども園を整備しており、平成30年4月より、小学校、中学校を再開し、認定こども園を開所したところである

また、飯館中学校に隣接している飯館村スポーツ公園は、学校整備と同時期に整備工事に着工しており、平成30年8月の全面供用開始を目指している。

この度の原子力災害による避難では、震災前に日常的であった運動機会を十分に得られない子ども達が増加しており、子育て世帯の早期帰還を進めるために、村内の深谷地区復興拠点エリアに、子ども達が安心・安全に利用できる遊び楽しみながら運動ができる広場及び屋内運動施設を整備し、運動習慣の定着を図り、運動不足の解消、体力増強と肥満児童減少を図る必要がある。

認定こども園の開園及び小中学校が平成30年4月より再開したことにより、村内に帰還し、子どもを通園・通学させる世帯もあり、子育て世帯から、帰還する条件として、村内で、子どもが日常的に安心・安全に遊び・運動できる場の確保・整備の要望も増えてきているところである。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（実施要綱第4の4の二①）

〈子どもの肥満傾向について〉

小学1年生から中学3年生を対象とした健康診断の結果、「肥満」と診断された児童の割合は、13.6%（平成24年度）から23.2%（平成27年度）となっており、長期に渡る避難生活により肥満児童が増加している。

〈子どもの運動能力の低下について〉

小学校6年生を対象とした新体力テストの総合点は、男子は63.3点（平成21年度）から61.6点（平成26年度）、女子は63.5点（平成21年度）から61.3点（平成26年度）となっており、震災前と比較して男女ともに運動能力が低下している。避難による運動機会の減少が子どもたちの体力低下などに顕著な影響を与えており、帰村する子どもの成育環境を整備する必要がある。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第4の4の二①）

村内唯一のスポーツ拠点である飯館村スポーツ公園は、平成30年8月に全面供用開始予定であるが、震災前までは、自宅周辺や近所の公園で自由に遊び運動できたところであるが、除染が完了した状況であるとはいえ、一部放射線量が比較的高い場所も各所に点在することから、震災前と同様に屋外のどこでも自由に遊び運動できる環境とは異なっており、特に、就学前の子ども達が安心・安全に遊び・運動できる屋内施設及び広場については、村内に無く、子育て世帯の帰村の促進を促すためには、この度の広場の整備は急務である。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（実施要綱第4の4の二①）

就学前の子ども達が遊び・運動できる環境を備えた施設は村内にこれまで無い。

○施設等の整備や運営管理の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（実施要綱第4の4の二①）

この度、深谷地区復興拠点エリアに整備する多目的交流広場については、屋内運動施設、広場及び散策路を配することとしており、屋内運動施設については、主として就学前の乳幼児のための施設として整備する予定である。

また、屋外の広場や散策路については、小中学校の子ども達同士や多世代の子ども連れの家族で、楽しみ遊び・運動できる広場として整備することとしている。

当該多目的交流広場は屋内施設を含め、土日祝日も利用できる公共施設として、帰村する村民の雇用の場ともなるように、行政による運営管理体制を整えることとしたい。

また、後年度負担となる維持管理経費の削減に努める整備を進めることとする。

○利用圏内の住民に広く利用されるよう計画されていること（実施要綱第4の4の二②）

この度の深谷地区多目的交流広場は、県道原町川俣線沿いの深谷地区復興拠点エリアに整備されるものであり、隣接して道の駅及び復興村営住宅も整備されることから、立地及び近隣地域からのアクセスも非常に便利である。自家用車での来場者が大半であることから、駐車場を整備することにより、休日や夏休み等の長期休暇期間では、遊び・運動ができるだけでなく、食事・買い物もできる複合施設エリアとして、家族での利用を見込むものである。

また、当該多目的交流広場整備については、村ホームページや広報誌等に掲載するほか、小中学校及び認定こども園等でも情報を発信することで、広く周知・広報する。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（実施要綱第4の4の二③）

深谷地区多目的交流広場では、個人や団体が、休日や季節の行事にあわせたイベント等の開催・利用を可能とし、子どもを中心とした誰もが遊び・運動を楽しめるできる場、開かれた広場とすることにより、利用者の利便性を高め、利用者の運動機会の向上に取り組むものである。

**【共通】**

○事業実施後の効果を定量的に把握するための指標及びモニタリング方針（実施要綱第4の2の五、実施要綱第12の2）

毎年実施する学校体育における体力・運動能力調査結果によって効果の検証を行う。また、毎年実施する小中学校健康診断の結果により肥満傾向の検証を行う。

未就学児については、乳幼児定期検診等において、身体的及び運動社会的な発育状況の検証を行う。

更に、施設等利用者には、適宜アンケートを実施し、施設等運営管理の指標とする。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	